

別表六(十一)

「17」欄又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十一) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。
 2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に関する記載は、「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産	種 類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
区分	細 目	5				
	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取	買 入 価 値 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円

「17」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の5第2項」、「平成26年旧措置法第42条の5第2項」、「平成25年旧措置法第42条の5第2項」又は「平成24年旧措置法第42条の5第2項」
 ② 「区分番号」欄: 「00296」
 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(十一)「17」欄の金額(円単位)

期 分	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13	期 繰 越 分	(24)の計	19
	当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$ - (別表六(十)「15」)	14		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「13の②」)	21
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「14の②」)	16		当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22
	当期税額控除額 (15) - (16)	17		法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌 期	繰 越 額 (24) - (25)	
	24	25		26	

「22」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の5第3項」、「平成26年旧措置法第42条の5第3項」、「平成25年旧措置法第42条の5第3項」、「平成24年旧措置法第42条の5第3項」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第3項」
 ② 「区分番号」欄: 「00297」
 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(十一)「22」欄の金額(円単位)